

核燃料再処理に関わる青森県への政策提言

下記のとおり提言申し上げます。

(1) 青森県独自の核燃料サイクル調査研究の推進

青森県は、六ヶ所村をはじめ原発立地周辺市町村と連携して、核燃料再処理を中心とする核燃料サイクルバックエンド全般に関する政策・事業のあり方について、安全性のみを対象を限定せず幅広い観点から独自の批判的調査研究を、多様な立場の専門家、民間NGO、他の地方自治体関係者等の意見を、幅広く聞きながら進めるべきである。それを担う組織が、今後の当該問題に関する、政府および電気事業者との協議・交渉に必要な知識・情報を提供する常設の調査研究組織となる。

(2) 国に対する合理的かつ現実的な説明責任の要請

青森県は、政府関係機関（原子力委員会、資源エネルギー庁等）に対して、核燃料再処理推進政策の必要性についての従来の説明を撤回し、その利害得失についての再評価を行うことにより、説明責任を果たすことを要請すべきである。

(3) 国に対する再処理推進政策見直しの要請

青森県は、政府関係機関の説明責任が十分に果たされていないと判断される場合には、再処理推進政策の見直しを要請すべきである。そのさい、政策の見直しにともなう青森県の損失については、政府が必要十分な補償をするよう、要請すべきである。

(4) 日本原燃および電気事業連合会に対する合理的かつ現実的な説明責任の要請

青森県は、日本原燃および電気事業連合会に対して、再処理事業を進めることの会社経営および業界発展にとっての必要性についての、国の説明に準拠した従来の説明を撤回しその会社経営および業界発展にとっての利害得失についての再評価を行うことにより、説明責任を果たすことを要請すべきである。

(5) 日本原燃および電気事業連合会に対するアクティブ試験実施受け入れの無期限保留

青森県は、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験実施について、日本原燃および電気事業連合会に対し、安全協定の締結を無期限に保留し、独自の調査研究とそれを踏まえた政府・日本原燃・電気事業連合会との協議・交渉の進展をまって、諾否の回答をすべきである

(6) 使用済核燃料貯蔵に関する方針

青森県は、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験が無期凍結状態にある間、再処理工場に対する使用済核燃料の追加搬入を凍結するのは当然である。すでに搬入された分についても、安全協定に書かれている日本原燃及び電気事業者との誠実協議条項を活用して、返還の協議を進めるべきである。六ヶ所再処理工場の敷設プールの使用済核燃料中間貯蔵施設としての活用や、むつ市での中間貯蔵施設の操業について、電気事業者が要請してきた場合、核燃料サイクルバックエンド事業全体のなかでの、その位置づけについて意思確認を行い、それが再処理事業推進を前提とした計画である場合には、受諾を保留すべきである。ただし使用済核燃料の中間貯蔵が再処理事業推進を前提としない場合には、電気事業者が青森県の核燃料サイクルバックエンド調査研究に全面的な支援を行うとともに、貯蔵が恒久化しないことを保証する契約を結ぶことを条件に、緊急避難的な受諾の可否について検討してもよい。

核燃料サイクル国際評価パネル（ICRC）国内委員

座長 吉岡斉（九州大学大学院比較社会文化研究院教授）

事務局長 飯田哲也（環境エネルギー政策研究所所長）

委員 海渡雄一（弁護士）

橘川武郎（東京大学社会科学研究所教授）

藤村陽（京都大学大学院理学研究科助手）

連絡先

核燃料サイクル国際評価パネル（ICRC）事務局

（特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所気付）

〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3

TEL：03-5318-3331

FAX：03-3319-0330

E-mail: isep@isep.or.jp